

## 労務トラブル検定



## 《今月のテーマ：個人情報の取扱いに関するトラブル》

✎：下の①～⑤について、正しいと思う場合は「○」を、間違っていると思う場合は「×」を解答欄に記入してみましょう。

	問題 ★保育施設の事例より出題★	解答欄
①	同僚の保育士Bから「Aちゃんのお母さんと個人的に連絡を取りたいから連絡先を教えて」と頼まれた。親切心から連絡先を伝えたが、問題ない。	
②	入園説明会で、保護者から「アレルギー対応について教えてほしい」と求められたので、園のアレルギー対応マニュアルをもとに説明した。マニュアルには個人情報を含んでいないので、問題ない。	
③	健康診断の結果、保育士Cが「要精密検査」と診断された。クラス運営への影響が心配なため、主任がそのクラスの担任全員に結果を共有した。業務上の必要があるので問題ない。	
④	自分が受け持つこどもの名前・誕生日・アレルギー情報を私物の携帯電話にメモした。業務のためなので問題ない。	
⑤	自分のSNSに「今日のクラスの様子」としてこどもたちの写真を投稿した。こどもたちの顔が見えないよう加工して投稿したので、問題ない。	

山折り

## 【解答・解説】

- ① 【×】保護者の連絡先は、園が「保育のため」に預かった個人情報です。たとえ同僚からの依頼でも、**保護者本人の同意なく別の人に伝えることは「目的外利用」にあたります。**「親切心から」のつもりが思わぬトラブルに発展することがあります。
- ② 【○】アレルギー対応マニュアルは園の方針や手順をまとめたものであり、特定の個人に関する情報を含まない限り、保護者に説明・提供することは個人情報保護法上、問題ありません。保護者の質問に誠実に答えることは、園への信頼につながります。
- ③ 【×】健康診断の結果は「要配慮個人情報」にあたり、特に慎重な扱いが必要です。**業務上の必要があっても、共有できる範囲は必要最小限（例：園長・直属の上司のみ）に絞り、原則として本人の同意が必要です。**
- ④ 【×】こどもの名前・誕生日・アレルギー情報は**いずれも個人情報です。**私物の携帯電話への保存は、紛失・盗難・誤送信による情報漏えいのリスクがあります。**こどもの情報は、園が定めた方法に従って管理しましょう。**
- ⑤ 【×】顔が見えないよう加工することで個人情報に該当するリスクは下がります。しかし、保護者が職員個人のSNS投稿に同意しているわけではなく、「加工すれば投稿してよい」ということではありません。**就業規則にSNSのルールを明記し、全職員へ周知しましょう。**

★ワンポイントアドバイス★ 個人情報の取扱いは、「悪意があるかどうか」ではなく「ルールに沿っているかどうか」が問われます。「親切心から」「業務のため」「加工したから大丈夫」など、善意や思い込みによる行為がトラブルの原因になることがあります。日常の場面で「これは大丈夫？」と立ち止まる習慣が、園全体の情報管理の質を高めます。